

財産分与と年金分割

判例の整理と今後の動向

二 宮 周 平

- 1 問題提起
- 2 判例の整理・検討
 - 1) 年金がすでに支給されている場合
 - 2) 将来、年金が支給される場合
 - 3) 年金事案の特徴
- 3 年金分割に関する立法論 厚生労働省案の検討
 - 1) 年金の法的性質と離婚における問題点
 - 2) 判例の限界
 - 3) 厚生労働省案の検討
- 4 年金分割の基準
 - 1) 年金分割の実質的根拠
 - 2) 財産分与としての年金分割
 - 3) 具体的な基準
- 5 まとめと今後の課題

1 問題提起

高度経済成長期に標準的家族として、夫が稼働し、妻は家事育児に従事するという性別役割分業の婚姻形態が浸透した。現在、年金支給開始年齢に達している人たちにとっては、典型的な家族像であろう。この家族形態では、妻は基礎年金を取得するだけだが、夫はそれに被用者年金（厚生年金・共済年金）やさらには企業年金まで上乘せされ、妻の10倍近くの年金を得る例も少なくない（4・1）⁽¹⁾参照）。婚姻が継続すれば、妻は世帯単位で夫の年金に依拠することにより老後の生活が確保される。夫が死亡しても遺族年金として、その生計は維持可能である。ところが、離婚すると、

こうした保障は一切奪われる。他方、夫は離婚しても従前の年金をそのまま享受できる。夫が稼働し、保険料を納付したからではあるが、性別役割分業で夫を支えた妻が基礎年金しか得られないという現状は、不公平である。夫の高額な年金受給権は実質的に妻の協力があってはじめて形成されたものと捉えることができるのだから、離婚の際の財産分与に当たっては、年金を財産分与の対象にして、不公平を是正すべきであろう。

こうした社会的要請を背景に、厚生労働省は年金制度改革に着手し、2003年11月17日、「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」を公表した。そこでは、離婚時に厚生年金の分割が可能な仕組みを設ける見直しを行うとしており、離婚時に夫婦の合意がある場合に、婚姻期間中の保険料納付記録を分割することによって年金を分割しようとするものだった。この案では、「夫婦間に争いがある場合に司法上の解決ができる仕組みとすることについて、更に検討を進める」とするにとどまっていたが、与党の年金制度改革協議会は、2004年1月20日、年金制度改革の関連法案の骨格を固め、夫婦の合意が得られないときは、司法手続でも分割を定めることができるとしている¹⁾。司法手続には、調停・審判・裁判が含まれるので、前述のような不公平是正に向けて制度改革が進められることになる。

しかし、どのような婚姻関係で、どのような夫婦間の協力があれば、どのくらいの年金分割を定めることができるのかは、司法手続に委ねられているのだから、その基準作りをしなければならない。そのためには、この間、事実上の年金分割を認めた判例を整理し、分析する必要がある。本稿は、年金を財産分与の対象にした判例を、未公表判決も含めて紹介し、財産分与の対象とする法的根拠と法的構成を検討し、年金制度改革後の年金分割の基準を検討するものである。

2 判例の整理・検討

財産分与と年金に関する判例の変化を大まかに見ると、すでに年金が支

給されている場合には、財産分与を算定するに当たっての基礎財産ないし財産分与義務者の資力として考慮する段階から、扶養的財産分与として、年金の一定割合を定期金給付として命じる段階、さらには清算的財産分与として、同じく一定割合を定期金給付として命じる段階へ進んでいることがわかる。他方、現時点で年金が支給されていない場合には、不確定要素が多すぎることから、財産分与算定に当たっての考慮事由とする取扱いをするもの、一括清算の方法を示すものがある。

1) 年金がすでに支給されている場合

(1) 財産分与額を定める際の重要な考慮事由とするもの 1980年代に、年金を財産分与を算定するに当たっての基礎財産ないし財産分与義務者の資力として考慮する判例が登場した。

【1】東京高判昭58〔1983〕・9・8判時1095号106頁(上告後,上告取下,確定)

〔事実の概要〕 夫63歳(原告),妻58歳(被告),婚姻期間25年。子2人(成人)。相互不信から夫が家を出て別居し9年経過。夫はN公社退職後、警備保障会社に勤務し、給与343万円余,退職年金年額238万円余を取得。妻は会社事務員,夫から婚姻費用分担として月額12万円を受領。妻と子が現在居住している土地家屋は夫の固有財産。妻は財産分与として3000万円の支払いを求めた。

〔判旨〕 破綻につき妻の責任がより重いとして,妻から夫に100万円の慰謝料支払いを認容し,他方で,財産分与として,「今後の夫・妻の生活の経済的基礎を考えると」,夫は63歳に達しているが,「宅地,建物を所有し,退職年金も受給しているので,この先長く勤務を続けることはできないとしても老後の生活につき経済上の不安はないとみられる」のに対して,妻は離婚すると現在の住居明け渡すこと,「職業・年齢等からいっても,今後の生活の維持につき多大の不安が存するもの」であること,その

他一切の事情を考慮して、財産分与として1500万円を支払うべきであるとした。

【 2 】 東京高判昭 63 [1988] ・ 6 ・ 7 判時1281号96頁（確定）

〔事実の概要〕 夫86歳（被告）、妻75歳（原告）、婚姻期間55年余。子5人（成人）。夫が不貞から家を出て別居し17年経過、不貞の相手方と同居、夫は自分で設立した会社の代表取締役を長く務め、額不明の在職年金を1967年から受給、85年9月まで役員報酬月額約90万円、現在は厚生年金月額18万3000円。妻は国民年金月額3万4000円及び婚姻費用分担月額8万円を取得。妻は財産分与として3000万円の支払いを求めた。

〔判旨〕 夫から妻に離婚慰謝料1000万円の支払い、夫の相手方の女性から妻に不貞の慰謝料500万円の支払いを認容し、他方で、財産分与として、妻は「離婚によって婚姻費用の分担分の支払を受けることもなくなり、相続権も失う反面、これから10年はあると推定される老後を生活の不安に晒されながら生きることになりかねず、右期間に相当する生活費、特に……昭和61年当時で厚生年金からの収入のみを考慮しても被告の負担すべき婚姻費用分担額は10万円をやや下回る金額に達することが認められる」とし、夫には自己名義の不動産等はないが、年金等の収入、資産の状況から、財産分与として1200万円を支払うべきであるとした。

【 1 】【 2 】とも、婚姻期間が長期に及び、かなりの別居期間のある関係であり、夫に相当の基礎財産ないし資力がある事案である。年金それ自体の分割ではないが、多額の財産分与が命じられる背景に、夫に年金収入があり、これが財産分与額を定めるに当たって、重要な役割を果たしていることがわかる。

(2) 扶養的財産分与として年金の一定割合の支払いを命じるもの 1990年代以降、扶養的財産分与として年金の一定割合の支払いを命じるものが

増えてくる。

【3】 横浜地判平9〔1997〕・1・22 判時1618号109頁(控訴審・東京高判平10〔1998〕・3・18判時1690号66頁, 上告)

〔事実の概要〕 夫86歳(原告), 妻70歳(被告)。2人はかつて3年程度不倫関係にあり, 被告は夫と離婚したが, しばらく関係は途絶えた。その後, 交際を再開し, 原告が妻と死別した後, 原告は被告と再婚したが, 原告の子が強く反対していた。婚姻期間19年, 2人の間には子はいない。金銭管理や夫の子との関係からトラブルが起こり, 夫から別居して3年半以上経過。夫は乙学園の常任理事を退職し現在理事を務めており, 理事退職後2191万円余の退職金が支給される。マンションを購入し毎月20万円のローンを返済中。市からの恩給約142万円, 公立学校共済組合からの年金約183万円, 私立学校教職員共済組合からの年金266万円(合計約591万円), 2人の再婚以降の年金は私立学校教職員共済組合年金になる。妻は, 再婚にあたり, 年収600~800万円の仕事を辞め, 夫の金銭管理と利殖を任される。再婚前からの自宅があるが, 現在は無職。妻は財産分与として5000万円と, 離婚後扶養として妻死亡まで月額20万円の支払いを求めた。

〔判旨〕 将来, 退職金が支払われた場合にその2分の1を妻に支払うことを命じた上で, 恩給等が年々増額してゆくこと, 夫は乙学園退職による年金も支給されること, 妻は再婚まで相当の収入の仕事に就いていたが, 現在は無職で, 今後も変わらないこと, 妻は婚姻前からの固有財産を相当程度保持していること, 妻は自宅があるが, 夫はマンションの代金が未払いであること, などの事情を総合考慮して, 夫は妻に対し, 「扶養的財産分与として, 本件離婚が確定した月から被告が死亡するまでの間毎月末日限り15万円宛(年額180万円)を支払う義務がある」とした。

判決主文は, 「原告は被告に対し, 本件離婚判決が確定した日から被告の死亡するまでの間, 毎月末日限り金15万円宛支払え」である。

しかし、控訴審は、妻に相当の資産があると認められることから、扶養的財産分与を理由がないとして否定した。

【４】大阪地判平11〔1999〕・4・30 平8（夕）285号，平9（夕）250号（控訴審・大阪高判平11〔1999〕・11・10平11（ネ）1966号，1967号，確定，いずれも未公表）

〔事実の概要〕 夫72歳（原告），妻68歳（被告），婚姻期間47年。子2人（成人）。N市に自宅購入，子どもの進学のためO市の公団住宅に転居，その後Tに自宅購入。夫が単身N市の住宅に戻ったことから別居が始まり15年経過。夫の博打から借金がかさみ，婚姻が破綻。夫は警察を退職後警備会社に勤務し，警察共済年金年額約340万円を受給。妻は専業主婦で，現在は長男と同居。妻は財産分与として3000万円の支払いを求めた。

〔判旨〕 夫から妻へ慰謝料200万円認容。「原告は勤務により収入を得ているがこれらもさほど長くは続かないものと見込まれ，他方，被告は専業主婦として今後も収入を得る可能性は殆どないことが認められる」とし，N市の住宅は夫に，Tの住宅は妻に帰属させた上で，「扶養的財産分与として，本件離婚が確定した月から，原告に対する年金の支給が打ち切られるか又は被告の死亡に至るまで，年金収入のうちから毎月末日限り金8万円ずつを支払わせるのが相当である」とした。

判決主文は，「原告は，被告に対し，原告に対する警察共済年金の支給が打ちきられるか，被告の死亡に至るまで，毎月末日限り，金8万円を支払え」である。

【５】横浜地相模原支判平11〔1999〕・7・30 判時1708号142頁（控訴審・東京高判平13〔2001〕・1・18判夕1060号240頁，上告）

〔事実の概要〕 夫63歳（被告），妻63歳（原告），婚姻期間36年。子2人（成人）。相互不信から家庭内別居5年を経て，妻が娘と家を出て別居し2年経過。夫は乙会社取締役を務めた後，甲会社に戻り定年退職。妻は専業

主婦。婚姻後形成した財産としては、土地建物4612万円(2分の1は妻の持分)、夫名義の預金等6500万円。退職金は、一時金として600万円と、年金230万円を20年間支給される。夫の年金は、老齢厚生年金215万円余、甲会社厚生年金基金および加算年金235万円余、甲会社福祉年金90万円余(合計541万円余)。妻の国民年金年額46万円余、妻の相続した土地(駐車場として賃貸)から月収14万円余。妻は、財産分与として6201万円の支払いもしくは、2922万円の支払いと妻の死亡まで月額21万円の支払い、および土地建物の持分2分の1を求めた。

〔判旨〕「財産形成についての原告被告の生活状況等諸般の事情を考慮すると、原告の請求しうる財産分与額はその5分の2とするのが相当である」として、土地建物の持分を妻に分与し、さらに1694万円を支払わせる他に、「扶養的財産分与として、今後被告の受領する年金(退職年金は除く)の内前記原告受領額との差額の4割相当額について被告から原告に支払わせることが相当であるから、原告死亡まで月額16万円を支払わせることとする」とした。

判決主文は、「被告は原告に対し、本件離婚判決確定の日の属する月から原告の死亡に至るまで毎月末日限り金16万円宛支払え」である。

しかし、控訴審は妻の離婚請求自体を否定したため、財産分与に関する部分は確定しなかった。

【6】東京地判平14〔2002〕・2・8平12(夕)430号(控訴審・東京高判平14〔2002〕・9・17平14(ネ)1534号,確定,いずれも未公表)

〔事実の概要〕夫66歳(原告)、妻63歳(被告)、婚姻期間40年。子2人(成人)。相互不信から夫婦関係破綻。夫は職場を定年退職し、年金は年額298万円余を受給。預貯金および夫の退職金をすでに2分の1ずつ分配済み。妻の国民年金取得予想額は年額25万円余、現在無職。妻は3122万円余の支払いと財産分与として不動産の持分2分の1を求めた。なお夫は妻に、財産分与対象財産として、年金の4割を終生支払う用意があることを述べ

ている。

〔判旨〕 土地家屋のうち、夫婦共同で形成した部分の5分の2に相当する611万円の他に、「扶養的財産分与として、今後原告が受領する年金のうち上記被告受領額との差額の5分の2を原告から被告に支払わせることが相当であるから、被告死亡まで月額9万円を支払わせることとする」とした。

判決主文は「原告は被告に対し、本件離婚判決確定の日に属する月から被告の死亡に至るまで毎月末日限り9万円支払え」である。

以上、【4】~【6】は、いずれも扶養的財産分与として、夫の受領する年金額の一定割合を妻が死亡するまで、妻に定期金給付の形で支払わせるとする。【3】は総合的考慮をしてはいるが、年金額が夫の資力とされているので、年金額から支払わせることと異ならない。したがって、事実上の年金分割と評価することができる。しかし、【4】~【6】が明示し、【3】も暗黙の前提とするように、夫が受給する年金の一定割合を、妻に定期金で給付させるのだから、夫が先に死亡した場合には、給付は終了する。判決主文でそうした意味が明確に表されているのは【4】だけであり、他の主文の表現では、夫が死亡しても財産分与義務を承継した相続人が、妻の死亡まで給付を継続しなければならないような誤解を生じさせるおそれがある。

またこれらの判決は、対象となる年金を、夫と妻が共同生活を始め、相互に協力関係があった期間に限定し、その期間の、夫の稼働期間に対する比率を算出し、対象となる年金額にその比率を乗じて分与額を決めるといった方式（婚姻期間比率計算方式と略する²⁾）をとらない。扶養的財産分与であることから、年金収入を夫の基礎財産と見て、妻の生活状態との比較から、金額を出したり（【3】【4】）、財産形成に対する寄与度を出して決めたりしている（【5】【6】）。【6】では、裁判の過程で、夫が年金の4割を妻に支払う旨の意思を表明しており、これが結論に大きな影響を与え

ている。

さらに扶養的財産分与であるから、妻に相当の資産などがあり、要扶養状態になれば、離婚後扶養の必要はなく、こうした年金からの給付は認められないことになる。【3】の扶養的財産分与が控訴審で否定されたのは、そのためである。【5】も、妻が住居を確保した上で、約1700万円の一括支払いを受け、自己の資産として月収約14万円があるのだから、離婚請求それ自体が否定されなかったとしても、【3】控訴審の論理を適用すれば、要扶養状態にないとして、年金の扶養的財産分与は認められなかった可能性もある。夫の基礎財産、資力としても、自己の住居確保の経費(【3】では月額20万円のローン負担、【5】では新たに住居確保が必要)などを考えると、年金の相当部分を妻に給付すると、生活が成り立たなくなるおそれもある。つまり、離婚後扶養の前提要件として、義務者の扶養能力、権利者の要扶養状態のいずれか一方でも満たされない場合には、扶養的財産分与はなされず、したがって、年金の事実上の分割もありえないこととなる。

これに対して、【4】【6】は、未公表判決ではあるが、夫の離婚後の生活がある程度成り立つことを前提に、妻に扶養的財産分与として、夫が受領した年金の一部を終生支払わせるようにしている。いずれも高裁段階で確定した判決であり、論理として年金を扶養的財産分与の対象とするだけでなく、結論としてもこれを認容した高裁段階の判決が存在することに注意しておきたい。

(3) 清算的財産分与として年金の一定割合の支払いを命じるもの 2000年以降、清算的財産分与として年金の一定割合の支払いを命じるものが登場した。その理由づけは、夫婦の協力によって形成された共同財産とすることで共通する。

【7】 仙台地判平 13【2001】・3・22 判時1829号119頁(控訴,高裁で和

解)

〔事実の概要〕 夫（被告）、妻（原告）（いずれも年齢は不明）、婚姻期間34年。子2人（成人）。夫の不貞および暴力から妻が家出して別居し、2年経過。夫は97年甲市役所を定年退職後、無職、退職共済年金年額283万円余（うち、加給年金相当部分26万円余）を受給。妻は婚姻後も稼働していたが、95年に退職し、専業主婦になり、老齢厚生年金年額96万円余を受給。婚姻後に形成した財産として、土地建物1630万円余、預金158万円余。夫の退職金は妻と分配済み。妻は清算的財産分与として、土地建物の時価2分の1相当額（915万円余）、退職金の2分の1から分与済みを控除したものの（439万円余）、夫が現在から平均余命までの18年間に支給されるであろう退職共済年金総額から妻が受給するであろう老齢厚生年金の総額を控除した額から中間利息を控除して算定される現在額の2分の1（1022万円余）の支払いを求めた。

〔判旨〕 夫から妻に慰謝料500万円の支払い、夫の相手方となった女性から妻に慰謝料300万円の支払いを認容し、財産分与として、土地建物・預金の2分の1合計894万円余を認める他に、「原告の老齢厚生年金も被告の退職共済年金も本件婚姻の継続中原告と被告が協力して生活してきたことによって残された財産的権利と解すべきであるから、離婚における清算の対象と認められる」とし、夫の受領額から加給年金額を控除した256万円余から、さらに妻の受領額を控除した160万円余を基本的数値とし、160万円余が256万円余について占める割合を算出し（約62.6%）、夫が離婚後支給される退職共済年金のうち60%を財産分与の対象とするとし、妻の分与の割合を50%と推定し、右60%の2分の1である30%を妻に対して分与するとした。履行期は夫が年金を支給される月の末日と定めた。

判決主文は、「被告 〇〇 は、原告に対し、第1項の離婚判決が確定した日以降において、甲市職員共済組合から退職共済年金を支給されたときは、当該支給にかかる金額の10分の3を、当該支給がされた日が属する月の末日までに支払え」である。なお本件は、高裁で和解し、夫から妻に土地建

物全体の譲渡をすることになった。その他に資産がほとんどなく、判決をもらっても競売にかけられないという事情があったようである。

【8】東京地判平14〔2002〕・5・9平12(タ)417号(未公表,高裁で和解)

〔事実の概要〕 夫68歳(被告),妻59歳(原告),婚姻期間34年。子2人(成人)。夫は甲会社で常務取締役,専務取締役などを務めたが,役員報酬額を妻に知らせず,定額の金員を交付するだけであり,夫の母の生活費,子の教育費,療養費(二女が重い腎臓病)など不足額は妻が稼働して補った。妻は自分や子に対する言葉の暴力などに耐えきれず,子と共に別居し6年経過。夫からの仕送りは婚姻費用分担調停で月額13万円。夫は投資用マンション購入のための負債がかさみ,預金等を考慮しても債務超過の状態だが,老齢厚生年金および老齢基礎年金月額21万円余,N厚生年金基金からの退職年金月額7万円余(合計29万円余)を受給。妻はパート勤務月額約7万円,二女は障害者手当月額7万円を受給しながら大学に通っている。妻は財産分与として2818万円余,株式1万5550株および「年金も夫婦協力して形成した財産であり,老後の生活を支えるものである」ことを根拠に,夫に支給される年金額のうち月額15万円を妻の協力分と評価し,この金額の支払いを求めた。

〔判旨〕「被告は債務超過の状態にあるが,老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受ける権利は差押えが禁止されており,N厚生年金基金からの退職年金も……差押禁止債権に当たるところ,被告の年金受給権は,夫婦の協力によって得られたものであるというべきであるから,被告が受給する年金の金額の約半額相当額である14万5000円を毎月原告に対し支払わせるのが相当である」とした。他方,妻は慰謝料請求で1000万円の認容判決を得ていること,夫・妻も高齢で,今後確実に期待できる収入としては年金以外にないことから,扶養的財産分与は認めなかった。

判決主文は,「被告は,原告に対し,本件判決確定の日に属する月から

原告が死亡するまで毎月末日限り金14万5000円を支払え」である。なお本件は、高裁で和解した。原告代理人が判決後、退職金や自宅の競売売却代金等を仮差押えするなど苦勞をし、和解では、その分を全額取得する内容で、判決で認められた慰謝料額の2倍以上であったため、年金部分は消えた。高裁の担当裁判官は、年金といってもどちらが早く死ぬかわからないし、不確定だとの否定的なコメントをしていたので、和解での一括給付になったようである³⁾。

【9】 仙台地判平 15〔2003〕・1・24 平14（タ）129号（未公表，控訴）

〔事実の概要〕 夫71歳（被告）、妻58歳（原告）、婚姻期間36年。子2人（成人）。夫は日常的に妻子に対して身体的暴力や精神的虐待を加え、妻に度重なる妊娠中絶手術を受けさせていた。2002年、妻は夫との離別を決意し、DV防止法に基づく保護命令を受け、以後、施設や知人宅に身を寄せ、夫から身を隠す生活をしている。夫は国家公務員を定年退職後、稼働したが現在は無職、3000万円を貸金業者に融資して運用している他、国家公務員共済組合から退職共済年金220万円余、老齢厚生年金等80万円余（合計年額300万円余）を受給。妻は専業主婦で7年後に年額70～80万円の老齢基礎年金を受給する見込み。妻の相続した土地上に夫名義の建物（固定資産評価額約200万円）がある。妻は財産分与として、建物、2000万円および「年金は婚姻中に協力して取得した財産的権利」であるとし、年金が受給者の生存期間中のみ支払われる権利であること、現時点で実際に支払われる総額が不確定であることから、夫が退職共済年金を支給されたときに、その支給額の2分の1に相当する金員の支払いを求めた。

〔判旨〕 夫から妻に慰謝料600万円および財産分与1300万円の支払い、建物の所有権移転および明渡しを認めた上で、「年金を受給する権利も、夫婦が共同で築いた財産の一部と評価され、財産分与の対象財産とすべきであるが、年金は離婚後の今後のそれぞれの生活資金になる面を有するから、離婚後に余儀なくされる生活状況等も考慮して、分与額を決するべき

であり、また、将来において定期的に取得する金員であるから、その分与も離婚後の定期金給付の方法で命じるのが相当である」とし、夫には所有不動産がなく、住居は賃借せざるをえないこと(現在、賃借マンションに月額10万円を家賃として支払っている)、うつ病の入院治療費が月額6万円かかっていることなど一切の事情を総合して、「年金に関する財産分与としては、原告の主張する退職共済年金額の2分の1に相当する金額よりは低く、現在の退職共済年金額の3割強にあたる月額6万円の定期給付を命じるのが相当である」とした。

判決主文は「被告は原告に対し、この判決確定の日の属する月から原告いづれかが死亡する月まで、毎月6万円を、毎月末日限り支払え」である。

以上、年金を清算の対象とする判例は、妻側の「清算的財産分与」あるいは「婚姻中に夫婦の協力によって形成された財産」ないし「財産的権利」という主張に耳を傾け、年金自体が婚姻後夫婦の協力によって形成された財産であることを根拠に、夫の取得する年金の一定割合を定期金給付の形で、妻死亡時まで妻に分与させている。しかし、純粋な清算ではなく、扶養的財産分与にかなり近似している。

第一に、分与額の算出に当たって、(2)扶養的財産分与の判例同様、婚姻期間比率計算方式を採らず、【7】は、妻の年金取得額との差額が夫の年金取得額に占める割合を基準に用い、【8】は、夫の年金取得額全体を、【9】は、夫の国家公務員共済組合の退職共済年金全体を対象とし、妻の寄与度を2分の1として、大まかに算出している。

第二、年金が財産的権利であり、純粋に清算の対象になるならば、ここで認められるのは、妻自身の年金権であり、妻の国民年金基礎年金部分に上乘せられるはずであり、夫が死亡してもその権利は保障されなければならない。しかし、これらの判例では、夫に年金が支給されることが前提となっているため、夫が先に死亡すれば、給付は終了する。判決主文でも

【7】【9】は、そのことを明示している。

第三に、離婚後の扶養ではないのだから、離婚後の夫および妻の生活事情などにも左右されないはずである。しかし、【9】では、年金が離婚後の生活資金となることから、離婚後の生活状況を考慮せざるをえないとして、夫の住居の家賃、入院費用等に配慮して、年金の3割とかなり低い割合にとどめている。

いずれも、ここでいう清算が、年金給付機関による年金受給権の分割ではなく、夫の受給する年金額からの分配であるため、第二、第三のような制約に服さざるを得ないのである。

しかし、清算的財産分与とすることには、権利者である妻の要扶養状態が原則として前提とはならないという長所がある。【7】～【9】では、妻は慰謝料や土地建物・預金等の清算を受ける上に、なお年金からの分与を受けられることができる。また【8】では、夫が債務超過であることから、扶養的財産分与であれば、夫の扶養能力が不足しているとして、年金の一部の支払い認められない可能性があった。その意味では、清算的財産分与と位置づける意義は大きい。右に述べたような限界を持ちつつも、年金を財産分与の清算の対象と見る判決が、実際に下されていることに注目したい。

2) 将来、年金が受給される場合

(1) 財産分与の対象とすることを否定するもの　不確定要素が多いことを理由に、財産分与の対象としないものがある。

【10】 東京高判昭61〔1986〕・1・29 判時1185号112頁（確定）

〔事実の概要〕 夫（被告）、妻（原告）、年齢および婚姻期間不明。子3人（13歳、11歳、8歳）。妻は夫に無断で子どもを連れて実家に帰ったことから別居が始まり、7年経過。妻は夫からの連絡を拒否し、子どもの状況や長女の就学状況を教えないなどの態度をとり続けていた。別居後、一時期を

除いて夫は婚姻費用を分担していない。夫は預金等110万円を有していたが、妻の生活費に費消され、残高は減少し、他にみるべき資産はない。妻から、財産分与として実質上の共同財産の分配、過去の婚姻費用の清算、離婚後扶養、合わせて1200万円を求めた。

〔判旨〕「被控訴人(夫)は毎月1万円余の共済組合長期掛金を負担し、かつ、本件婚姻前である昭和46年ころから毎月生命保険料を支払ってきたことが認められるが、これらは、将来被控訴人に退職又は死亡等の事情が生じ、その事情いかんによって被控訴人が一定の給付を得られるか否か定まるものであって、このような不確定的要素の多いものをもって夫婦の現存共同財産とすることはできないのである」とした。妻は夫の手取り収入の125%にのぼる生活費を支出して、実家で豊かな経済状態のもとに生活を営んできていることから、扶養を必要とする状態にないとし、過去の婚姻費用として清算すべき分担額295万円を基準に、諸般の事情を考慮し、財産分与として350万円の支払いを認めた。

控訴審判決だけの公表なので事実関係は不明だが、子どもの年齢と別居時期から推測すると、実質的な婚姻期間は6～8年、別居7年、夫にみるべき資産がない。このような事実関係の下では、将来の年金給付を共同財産と位置づけることはできない。単に不確定要素が多いだけでなく、夫婦としての協力関係が稀薄であることも、財産分与の対象としない実質的根拠になっているように思われる。第21回社会保障審議会年金部会(2003年7月3日)で配布された資料2では、「離婚時点で年金受給権が発生している、或いは離婚時に64歳である等極めて近い将来に年金受給権の発生が期待される場合を除いて、将来発生する年金受給権については、離婚時の清算の対象とすることを否定する判決がみられる」として、「『不確定要素の多いものをもって夫婦の現存共同財産とすることはできない』とされている」として【10】が引用されているが、上述のような事実関係を踏まえ、この判旨が先例として、こうした形で根拠とされるのは、適切とは

いえない。

（2）財産分与算定の考慮事由とするもの 原則としては、(1)のように不確定要素が多いことから、清算されうるべき共同財産とはしないものの、長期の婚姻期間や協力関係をふまえて、年金が保険料（長期）に対応することや、相当に充実した年金を取得することなどから、「その他一切の事情」（民768条3項）として、財産分与の算定に当たって考慮するものがある。

【11】長野地判昭32〔1957〕・12・4 下民集8巻12号2271頁

〔事実の概要〕 夫52歳（被告）、妻年齢不明（原告）、婚姻期間26年。子1人（養子～夫の弟）。夫は長野県庁職員。1942年単身赴任をきっかけにB女と親密になり、44年には同棲、職場の上司の説得で、46年妻と復縁したが、なおBとの関係は続く。54年頃、些細なことで夫婦喧嘩になり、夫は妻に再三暴力をふるったため、妻は実家に帰り、婚姻は破綻した。妻から離婚および慰謝料、財産分与を請求。夫所有の不動産時価30万円の内、15万円分は、戦前に妻の持参金150円と夫の自己資金50円余で買い受けたものである。

妻は、財産分与として、夫が現在退職すると、一時恩給32万円余、退職手当43万円余、退隠料年額8万3000円余が支給されることになっており、夫がその支給を受けられる期待権を得たのは夫婦の協力によるものだから、一時恩給・退職手当の半額（37万円余）は妻に分与されて然るべきものであり、退隠料の半額については、妻の今後生存すると推定される期間分を現在の価額に引き直した金員（67万円余）の支払いを求めた。

〔判旨〕 条例では、懲戒処分により退職したり、在職中に禁固以上の刑に処せられたりした場合には退職年金等の恩給の受給資格を失うことを指摘し、「被告が将来前記のような恩給並びに退職手当を必ず支給されると決定されているわけではないのみならず、……財産分与は、……当事者双

方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるのであるから、被告が将来退職に際し乃至退職後、右のような懲戒免職になる等特別の事由のない限り、前記のような恩給等を支給される期待権を有するからといっていちがいに原告が主張するようにその半額乃至これを現在に引き直した価額相当の金額を直ちに分与されて然るべきものとする根拠は何ら存しない」とした。

しかし、離婚後扶養に関しては、定期的に支払うこととするのが至当であり、「その場合扶養料の額は、これを支払う当事者が将来相当の収入を得る見込の存する限り、必ずしもその現在有する財産の範囲に止められる必要はない」とし、原告被告の財産状態の検討に当たり、「被告が将来退職した際には前記のような多額の恩給等の支給を受けられると期待されることは本件において最も考慮に値する」と認め、結論として、慰謝料40万円、財産分与として夫から妻に対して、「離婚確定の日から10年間の範囲内で原告の生存中毎月末日限り金3000円宛を支払わしめるのが相当である」とした。

なお当時の夫の月収は2万4400円であり、3000円は月収の12.3%、将来支給されるであろう退職料の約40%に相当する。

【12】名古屋高判平 12〔2000〕・12・20 判タ1095号233頁(確定)

〔事実の概要〕 夫(被告)、妻(原告)、婚姻期間19年。子2人。夫の暴力的で妻の人格を無視した態度から、妻が単身家を出て別居し、4年経過。夫は国家公務員、勤続年数は27年、別居時(96年)の年収908万円余、子2人と自己の父母と同居。妻は単身アパートで生活、97年の年収は270万円余。婚姻後に築いた財産として、土地家屋の一部、預金がある。妻は、年金に関して、夫が給と天引きで短期共済掛金および長期共済掛金として合計約1250万円を支払っているから、その2分の1が清算対象財産であると主張し、土地家屋の時価、退職金債権も含めて、財産分与として3413万

円余を求めた⁴⁾。

〔判旨〕 夫は現時点で自己都合退職しても退職手当を受給できること、妻の協力があつたことから、離婚時に自己都合退職したものと仮定して取得できる退職手当金につき、婚姻から別居までの期間に比例した部分を清算の対象にした上で、定年退職時に受給できる金額との差額を「一切の事情」として考慮し、夫が退職手当を受給したときに、妻に550万円を支払うこと、土地建物・預金等の清算として120万円余、慰謝料として250万円を妻に支払うことを命じた。

将来の退職共済年金に関して、これまでに支払った短期および長期の共済掛金の総額を財産分与の対象財産に加えるべきとの妻の主張に対して、短期掛金は単年度経理の対象となる療養の給付など短期給付に要する費用に充てられるもので、その支払いによって夫が何らかの具体的な財産的権利を取得するわけではないこと、長期掛金については、夫の対象共済年金受給権は長期掛金の支払いに対応する面があるが、掛金の中には配偶者の基礎年金拠出分も含まれており、その全額が夫の年金受給権に直接関連しているわけではなく、また共済年金に対応する額を明らかにすることもできないことから、清算されるべき共同財産には当たらないとした。

将来の年金受給権については、「右退職共済年金受給権は、控訴人が将来同法所定の退職共済年金の受給資格を取得した場合に限って受給できるものであり、その受給期間も控訴人の生存期間によって変動し、ひいては、控訴人が受給する退職共済年金の総額の算定も困難であるというほかないものであるので、このような不確定的な要素の多い将来の退職共済年金受給権については、離婚に当たって清算されるべき共同財産であることはできない」としたが、年金受給権は長期掛金の支払いに対応する面があることも否定できないこと、夫は将来受給できる権利を取得できる地位にあること、将来、夫の受給する年金額は妻の受給する年金額に比較して「相当に充実していること」を、「その他一切の事情」として、妻への「財産分与を定めるに当たって、これを考慮することとする」とした。ただし、そ

れが上述の金額であり、考慮したものとしてはかなり低額になっている。

【11】は今から45年以上も前の事例ではあるが、原告である妻の主張は、今も通じるものであり、将来得られる年金が、夫婦の協力によって得られる権利であることは、否定しようがない。しかし、【11】【12】は、将来の年金受給権には不確定的要素が多いことを根拠に、清算の対象とはならないとする。けれども、不確定的要素が多いのは、損害賠償の逸失利益の算定や慰謝料の算定でも同じである。すでに夫が年金を受給している場合に、夫婦の協力によって得られた権利であるから、これを清算の対象とする判例がある以上、将来の年金受給権であっても、婚姻後に形成された、将来一定の金額を取得しうる財産上の権利として、清算の対象にすべきという論理はなお成り立つように思われる。

しかし、【11】【12】は、こうした検討を詰めるのではなく、別のルートで不公平の解消に向かう。【11】は、離婚後扶養では、将来相当の収入を得る見込みがある限り、現在有する財産の範囲に止める必要はないことを根拠に、多額の恩給等の支給が受けられることを最も考慮に値すると評価して、毎月3000円を10年間支払わせるとしており、実質的には年金の一定割合を定期金給付として命じたのに等しい結果となった。妻が55歳になって受けるであろう年金につないでいるとの評価もある⁵⁾。【12】も、年金受給権が長期掛金の支払いに対応する面があること、したがって、長期掛金が夫の賃金から天引きされている以上、妻の協力があつてのことと評価しうる面があることを暗黙に認めており(将来の退職金については、「妻としての協力(いわゆる内助の功)」を肯定している)、さらに将来の年金格差があることも認めており、こうした認識が、不確定的な要素が多くても、将来の年金受給権を「一切の事情」として考慮することにつながった。不確定的要素が多いことは、【10】とは異なり、将来の年金受給権を財産分与に当たって考慮しない根拠とはなりえないのである。

ところで【12】における妻の主張は、将来の年金受給権自体には、判旨

も言うような不確定的要素が多いため、確定できる額として、これまでに支払った短期および長期の掛金の総額を清算の対象としようとしたものであり、判旨では否定されたが、掛金には配偶者の基礎年金部分があるから、金額が確定できないという判旨の理由づけは、不正確である。配偶者の基礎年金部分は、夫の属する被用者年金全体で拠出するのであり（3・1）⁽¹⁾参照）、夫は自分1人の分しか支払っていない。原告側の主張は、支払われた保険料を清算の対象とする点で、現在検討されている納付保険料の分割という考え方を示唆するものと評価することができる。すなわち、支払われた保険料自体を清算の対象にするのではなく、支払われた保険料を夫と妻の間で分割し、分割されて増額した保険料に基づく年金が、妻の基礎年金部分に上乘せされるという方法である（3・3）⁽²⁾参照）。

（3）財産分与の対象とするもの 未公表で、かつ夫が不出頭の事案ではあるが、夫婦の共同財産として、財産分与の対象とする判決がある。

【13】 東京地判昭59〔1984〕・12・26 昭59（夕）261号（未公表，確定）⁽⁶⁾

〔事実の概要〕 夫54歳（被告）、妻49歳（原告）、婚姻期間25年。子2人。夫はA新聞社勤務、ギャンブル好きで生活費に事欠くため、妻も稼働して生計を支えていたが、ギャンブルから借金がかさみ、82年家出し所在不明となった。妻は夫に、受給年齢に達したとき支給される年額約90万円の厚生年金があるとして、財産分与として1000万円の支払いを求めた。

〔判旨〕 被告不出頭のまま、離婚を認容し、「被告がA新聞社に28年間勤続したことにより受給するとみられる年額90万円の厚生年金についてはいわば夫婦の共同財産として、離婚に当たり財産分与の対象とすべきであり、その受給は被告が60歳に達する昭和65年からであるから、被告が平均余命20年で75歳まで生存するとすれば、受給期間は15年であり、その間の中間利息をホフマン式計算法により年毎に年5分の割合により控除して、その受給総額の現時点での価額を算出すれば、832万6530円となる。前記

認定した一切の事情を斟酌すれば、右のうち金400万円を被告から原告に対し分与させるのが相当である」とし、財産分与として400万円、慰謝料500万円の支払いを命じた。

【13】については、事案としての特殊性を除外して論ずるべきではないが、しかし、それでも判旨として、将来受給する年金を「夫婦の共同財産」として財産分与の対象としたこと、しかも【12】で指摘されていた、受給資格を取得した場合に限って受給できること、受給期間が受給権者の生存期間によって変動するという問題点について、夫が60歳に達すれば受給でき、平均余命まで生存すると仮定するという、いわば交通事故の生命侵害の逸失利益の算定方法と同じ感覚で、一括清算させていることは、なお論理的な詰めという課題が残るとしても、裁判所が示した一つの見解として重要である。【10】~【12】が示した論理だけが、判例のすべてではないのである。

3) 年金事案の特徴

以上紹介した13件の年金事案の特徴を整理しておきたい。年金を財産分与の対象とするかどうかについて、権利の性質や将来給付の場合の不確定的要素といった抽象論で判断すべきではなく、どのような婚姻共同生活で、なぜ年金が論点となったかを踏まえる必要があると考えるからである。

以下、特徴点を表にまとめてみる(次頁表参照)。

【1】~【9】は、すでに年金が支給されている事案であり、当然、支給開始年齢を超え、結果的に婚姻期間も、再婚の場合(【3】)を除いて、25年1件、30年以上4件、40年以上2件、50年以上1件と長期に及んでいる。妻は主婦であるケースがほとんどであり、【8】のパートも、別居後のことである。妻の年齢は50代後半から60代、70代であり、離婚後の経済的自立は極めて困難な状況にある。前述のように妻に要扶養状態がないとされた【3】、離婚請求自体が控訴審で棄却された【5】を除くと、すべての

財産分与と年金分割（二宮）

	婚姻	別居	夫	妻	破綻原因	妻の仕事	結 論
【1】	25年	9年	63歳	58歳	相 互 不 信	事 務 員	考 慮
【2】	55年	17年	86歳	75歳	夫 の 不 貞	主 婦	考 慮
【3】	19年	3年	86歳	70歳	相 互 不 信	主 婦	定期金 ×
【4】	47年	15年	72歳	68歳	夫の博打・借金	主 婦	定 期 金
【5】	36年	2年	63歳	63歳	相 互 不 信	主 婦	定期金 離婚否定
【6】	40年	なし	66歳	63歳	相 互 不 信	主 婦	定 期 金
【7】	34年	2年	不 明		夫の不貞・暴力	勤務 主婦	定 期 金
【8】	34年	6年	68歳	59歳	夫の心理的虐待	パ ー ト	定 期 金
【9】	36年	1年	71歳	58歳	夫のDV・子への暴力	主 婦	定 期 金
【10】	不明	7年	30代～40代		妻が実家に戻る	主 婦	×
【11】	26年	3年	52歳	不明	夫の不貞，暴力	主 婦	考慮（定期金）
【12】	19年	4年	不 明		夫 の 暴 力	勤 務	考 慮
【13】	25年	2年	54歳	49歳	夫 の 家 出	パ ー ト	一 括

（破綻原因は、このように単純化できないものだが、主たる要因をあげ、お互いの行動の積み重ねや性格の不一致などは相互不信とした。結論は、年金に関して、財産分与額の算定に当たって考慮したもの、定期金給付を認めたもの、一時金として一括支払いを認めたものに分類し、結果として年金に関して否定したものを×で表した。は原審から控訴審での判断の違いを示す）

事案で、財産分与額算定にあたって考慮され、あるいは扶養的財産分与もしくは清算的財産分与として、年金の一定割合を定期金給付という形で支払わせている。年金を婚姻共同生活で形成されたものとして位置づけた上で、財産分与権利者である妻の生活状態を配慮しているといえよう。

【10】～【13】は、まだ年金が支給されていない事案であり、婚姻期間も既支給の場合に比べて短い、それでも、婚姻期間や夫婦相互の協力期間が相当短いと推測される【10】を除くと、19年、25年、26年であり、年金加入期間を推測すると、少なくとも、25年以上婚姻が継続した事案では、確実に支給開始年齢に達すれば、年金権が発生する事案である。ある程度、

婚姻共同生活が続くし、夫婦相互の協力があつた事案では、やはり年金が財産分与額の算定にあつて考慮され、あるいは清算の対象となつてゐることがわかる。

定期金給付を命じた判例において、夫の年金額の何割が分割の対象になつたかを概観すると、【3】では、再婚後の私学共済年金が対象となると仮定すると、67.6%となるが、夫の年金総額に占める割合は30.5%である。【4】は28.2%、【5】は夫と妻の年金総額の差額の4割相当(38.9%)、【6】も同じく差額の4割相当(39.6%)、【8】は50%、【9】は夫の老齢厚生年金を別にし、退職共済年金の3割強(32.7%)、【7】は、特殊な算定方法で、夫と妻の年金の差額が夫の年金に占める割合の2分の1とする。なお【13】は一括給付だが、48.0%になる。以上から、夫の受給年金額または夫と妻の年金の差額の2分の1という判決はまだ少ないことがわかる。

上述のような積極的な判断および分割の割合は、財産分与義務者の有責性と結びついているわけではない。年金に関する事案では、夫が有責と判断されるケースが多いが、どちらが有責と判断できない事案【1】【6】でも、考慮もしくは定期金給付が認められている。ただし、【6】では、夫に年金の4割を妻に支払う意思が示されている。夫に有責性がある場合には、もともと離婚後扶養を命じやすいこともあつて⁷⁾、年金の考慮や定期金給付も認められやすいという傾向がある。また協議離婚、調停離婚、和解による離婚などの場合、有責配偶者からの離婚請求では、被告側の要求に応じることで離婚の早期成立を目指すために、事実上の年金分割に応じることも考えられるので、離婚請求する夫が有責の場合には、夫の年金を財産分与の対象にしやすい面があるように思われる。夫の有責性が明らか【8】では50%になっている。しかし、夫有責の【9】では3割にとどまるので、一般化はできない。

むしろ影響が大きいのは、財産分与権利者の生活状態であるように思われる。年金につき否定的な判断が下された【3】では、妻には生活の資力があつたし、【10】では、妻は実家で3人の子どもと共にかなり裕福に暮

らしていると推測された。また財産分与義務者の生活状態も影響を与える。夫がうつ病で入院治療を継続し、住居も賃貸の場合【9】、妻には自宅があるが、夫はマンションのローンを支払い中【3】、妻に住居を財産分与し、夫はこれから住居を確保しなければならない【5】では、年金の分与割合が下がる、扶養的財産分与が認められない、離婚自体が認められないなど、妻側の請求が何らかの形で抑制されている。

確かに清算的財産分与を認める判例もあるが（【7】【8】【9】【13】）、前述のように、要扶養状態や扶養能力を比較的問題にしないで済むという点を除くと、夫の年金支給の継続を前提とし、離婚後の夫の生活に配慮する扱いをしており、また一括給付を認めた【13】は夫不出頭の欠席判決であることから、判例全体としては、年金について純粋な清算的財産分与としては扱っていないといえる。その方が、離婚後の夫と妻の生活状態に柔軟に対応できるからであろう。

ところで年金の扶養的財産分与あるいは清算的財産分与を認めた判例を見ると、妻の代理人である弁護士の実務によるところが大きいように思われる。実務と学説が共同して、離婚時の年金分割の基準作りをすべきだと考える。

3 年金分割に関する立法論 厚生労働省案の検討

1) 年金の法的性質と離婚における問題点

(1) 国民年金 年金の内、国民年金基礎年金については、夫、妻それぞれが固有の権利を有する。共働きの妻、自営業者の妻は個別に保険料を負担するのに対して、被用者の被扶養配偶者である妻の場合は、妻の保険料は、夫の加入する年金の保険者が負担する（具体的には、被用者年金の被保険者団体に支払われた全被保険者の保険料によってまかなわれる）。この負担のあり方が妥当かどうか問題があるけれども、国民年金法によって、被用者の被扶養配偶者である地位に対して権利が認められており、これを財産

分与の対象とする必要はない。

問題となるのは、被扶養配偶者であった妻の離婚後の保険料負担である。離婚後、収入が乏しい場合には、保険料免除の適用を受けることができるが、そのため最終的な年金受給額が減額されてしまう。これに対して、夫はそのまま勤務を続ければ、従来どおりの満額の基礎年金を受給できる。この格差を是正するために、夫に妻の国民年金保険料を、離婚後扶養として負担させることを提案する学説がある⁸⁾。

(2) 被用者年金(厚生年金・共済年金) 被用者年金は、報酬比例年金として基礎年金に上乘せられる部分であり、基礎年金の受給要件を満たした場合に支給される。この年金給付に要する費用は、被用者保険に支払われる保険料によってまかなわれる。保険料の価額は、被保険者の標準報酬月額に一定の保険料率(現行13.58%)を乗じて得た額であり、これを被用者と使用者が2分の1ずつ負担する仕組みである。この年金がすでに支給されている場合には、実際に金額が確定している財産権である。まだ支給されていない場合も、25年間加入しておれば、支給開始年齢に達した時に、確実に被用者年金を受給できるのだから、やはり財産権であり、ただ金額が未定というだけである。それだけの年数加入していない場合には、期待権にとどまるが、いずれも財産的価値のあるものである。そして被用者が給与所得の中から保険料の2分の1を負担していることに着目すれば、賃金形成に妻の寄与・貢献があることを観念することができる以上、実質的に夫婦の協力によって形成された財産ないし財産的権利と捉えることができるのだから、財産分与の対象となるのである。

しかし、被用者年金は、被保険者本人にのみ支給され、規定上はその配偶者には受給権はない。しかも受給権は、「譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない」(厚生年金保険法41条1項等)から、一身専属権と捉えられており、受給権者の死亡によって受給権は消滅し、相続の対象とならない。したがって、年金受給権自体を分割して妻に分与=譲渡することはできない。これを可能にするには、離婚の場合には例外的に分割

を認める規定が必要になる。

他方、妻には国民年金基礎年金の受給権があるのだから、夫が納付した保険料自体に妻の協力分があるという理解をすれば、受給権発生基礎にある被用者年金の保険料の一部を妻が納付していたという扱いをし、この部分に対応する受給額を妻の基礎年金分に上乗せするという考え方もある。これは、その部分だけ夫の受給額を減額することになる。後述のように、厚生労働省案はこの立場をとった。年金は被保険者の相互連帯を前提とした世代間契約としての性質を有しているものである⁹⁾。中高年の老後保障として、こうした年金保障をすることにつき、社会的な合意が形成されることが鍵となる。

(3) 企業年金 企業年金には、主として、国が社会保障として行う公的年金（現行制度では、国民年金、厚生年金、共済年金）を代行ないし補充するものと、退職一時金を年金方式で支給するものがある。いずれもその企業に属し勤務したことが支給の前提になるのだから、実質的な夫婦の協力によって形成された財産といえる。したがって、財産分与の対象とすることができる¹⁰⁾。とりわけ後者については、【5】のように、年金方式を一時金方式に換算して、一括支払いを命ずることも、方法としては可能である。しかし、懲戒解雇など不支給の要件に該当すると支給されない場合もあるので、未支給の場合には不確定性が伴う。

以上の年金について、判例で問題となっているのは、主として被用者年金であり、企業年金が支給されている場合も、法的性質の違いにこだわらないで、被用者年金と合わせて財産分与の対象として議論されている。しかし、判例の扱いには、2で見たように一定の限界があった。多少重なる部分もあるが、もう一度、その限界を整理してみたい。

2) 判例の限界

(1) 年金がすでに支給されている場合 年金の支給が開始している場合には、まず年金収入を夫の収入の一部として扱い、財産分与算定の基礎

財産に算入するという考え方がある。判例【1】【2】がこの立場だった。年金の法的性質を検討する必要がないこと、財産分与の法的性質のどれに該当するかを論じる必要もないことで、年金および財産分与の関係を議論することのないもっとも簡便な考え方である。しかし、全体の財産分与額を増加させることはできても、所詮はどんぶり勘定であり、明確な算定の基準がない。

次に判例【3】~【6】のように、扶養的財産分与として、夫の受給する年金額の一定割合を定期金給付とするものがある¹¹⁾。離婚後扶養であることから、扶養権利者、扶養義務者双方の生活状態を考慮する。したがって、権利者が他に資産を有し、要扶養状態になければ、年金額からの分与は必要がなく、認められない。共働きで、夫・妻がそれぞれ被用者年金を取得しうる場合には、たとえ夫と妻の被用者年金に格差があっても、それが要扶養にあたらぬ限り、財産分与の対象にはならない。他方、義務者である夫の生活が厳しくなり、扶養能力が不十分になれば、離婚後扶養は縮減し、さらには終了する。離婚後扶養は、要扶養状態が継続する限り、義務者が死亡した場合でも、財産分与義務の相続による承継を認めることがありうるが¹²⁾、年金の場合には、年金受給権が消滅するため、給付の前提を欠くことになり、扶養的財産分与であっても、定期金給付も消滅することになる。その結果、婚姻継続の場合には、遺族年金として生活が確保されるところが、離婚の場合には、確保されないことになる。老後の生活保障についても、不十分になる。

これに対して、【7】~【9】のように、婚姻後形成された夫婦財産の清算として、夫の受給する年金額の一定割合を定期金給付とする立場¹³⁾では、清算であることから、夫、妻の生活状態のいかにかわからず、定期金給付を命ずることができる。妻に資力がある場合でも、分与が可能であり、共働きで年金格差がある場合でも、差額の2分の1につき、定期金給付を命ずることによって、格差を是正することもできる。ただし、純粋な清算とはいえない。年金受給権者である夫が死亡すれば、定期金給付も終

了する。年金が夫の老後の生活確保の手段でもある以上、夫の生活確保が困難な場合には、【9】のように給付額を減額せざるをえない。

(2) 年金が支給されていない場合 【11】【12】は、財産分与算定の「一切の事情」として考慮する。その根拠は、不確定要素が大きいということである。確かに、保険料を納付して25年以上経過すると、基礎年金の受給権も、報酬比例部分の受給権も発生する。死亡しない限り、金額は未定でも確実に受給権は発生する。その意味では、不確定要素が大きいとはいえない。あとは金額の評価の問題である。将来の退職金と同様に¹⁴⁾、将来、年金支給開始年齢に達し、年金が支給された場合に、その何割を支払えという将来の給付を命ずることは可能である。それまでは一般的な離婚後扶養として、夫の収入から一定の金額の給付を命じて、将来の年金支給につなげることも考えられる。

しかし、将来の定期金給付にしたとしても、(1)と同様の問題が生じる。さらに、将来があまりにも先の場合には、離婚後扶養が長期継続することに対する夫の不满から、その実現可能性が低下することも考えられる。こうした場合に、離婚後扶養を数年分まとめて一括給付としたり、将来受給しうる年金受給権の形成に協力したこと、離婚後の年金受給額の格差を是正することを理由に、婚姻後に形成された財産価値、あるいは所得獲得能力の補償として、一括給付をすることが考えられる¹⁵⁾。しかし、それも仮定の計算に基づくものであり、夫が実際に仮定どおりの年金を受給できなかった場合の不公平さが残る。不当利得返還で処理するかどうかも問題となる。

(3) 履行確保の問題 (1)(2)で現行法の解釈上とりうる工夫をして、年金を財産分与の対象としても、履行確保に有効な方法が乏しい。まず実態として、当事者は必ずしも定期金給付を望まない。紹介した判例のうち、定期金給付だけを求めたものはなく、一時金と定期金給付を求めていたのが【3】【5】【8】【9】、一時金を求めたのが【4】【6】、将来給付する年金額を事前に清算して一括給付を求めたのが【7】【11】【13】、支払っ

た保険料自体の一括清算を求めたのが【12】である。年金の一括清算は、受給権者である夫の死亡による受給権の消滅や、生存期間が不確定であることから支給される年金総額がわからないことなど仮定的要素が多い。まだ支給されていない場合には、こうした仮定的算定もありうるが、すでに支払われている場合にまで、こうした形式を選ぶのは、離婚した夫・妻間に権利義務関係を残したくないこと、定期金給付の履行の保障がないことなどによるものと思われる。

例えば、履行確保の方法として、夫・妻双方の了解の下に、夫の銀行預金口座から妻の預金口座に自動振込みを契約する、毎月の送金手続によるが、毎期の支払いを怠ったときは、一定の割合の遅延損害金を付加する¹⁶⁾、などが考えられる。しかし、これらは当事者の合意が前提となる。合意が得られなかった場合には、強制執行に頼らざるをえない。

2003年の民事執行法改正(平15法134号)により、扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例として、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができるようになった(民執151条の2, 1項)。この債権執行は、債務者の給料その他継続的給付に係る債権を差し押さえる方法による(同条2項)。しかし、これが適用されるのは、夫婦間の扶助義務(民752条)、婚姻費用分担義務(民760条)、子の監護費用(民766条)、親子・親族間の扶養義務(民877~880条)であり(民執151条の2, 1項1号~4号)、財産分与は規定されていない。扶養的財産分与として定期金給付を命ずる場合には、その法的性質から、本条の趣旨にかなうものであるが、今回の改正からははずれている。したがって、本条を使って将来の給付まで一括して差し押さえることはできない。

以上、現行法の下で解釈を工夫して、清算的財産分与を認めても、年金受給権者である夫の生存、資力に依存する結果、遺族年金のような保障がなく、夫の生活難が生ずれば、年金からの分与は困難になるなど、大きな限界がある。また履行確保についても、任意の工夫はありうるが、強制執

行の段階では、少額定期債権であることから実効性に乏しい。【7】【9】の事案において、清算的財産分与として、夫の受給する年金額からの定期金給付判決を得ても、高裁の和解段階で、一時金や夫の資産の譲渡という一括型の財産分与を選択した背景には、こうした問題が背景にあると思われる。やはり、上乘せした年金を社会保険庁から妻に直接支給するほど、確実なことはない。制度化は必至である。

3) 厚生労働省案の検討

(1) 厚生労働省案 厚生労働省「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」(2003年11月17日)は、次のような内容である。

「近年、離婚件数、とりわけ中高年齢者等の比較的婚姻期間の長い夫婦における離婚件数が増加してきているが、現役時代の男女の雇用の格差などを背景として、夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあり、女性の高齢期の所得水準が低くなるという問題がある。

このようなことから、離婚時に厚生年金の分割が可能となるような仕組みを設ける見直しを行う。

年金の分割方法としては、受給権の発生前も含め、婚姻期間中の保険料納付記録を分割し、分割を受けた者に保険事故が発生した場合には、当該納付記録に基づきその者自身の年金受給権が発生することとなる方法（「保険料納付記録の分割」）とする。

離婚時の年金分割については、夫婦の合意がある場合に、保険料納付記録の分割が行えるものとする。また、夫婦間に争いがある場合に司法上の解決ができる仕組みとすることについて、更に検討を進める。

* 保険料納付記録の分割制度を導入する場合に考えられる具体的な仕組み

- ・分割の合意を確認するため、公正証書の提出をはじめとする必要な書類の提出を求める。

- ・分割の請求は、原則として離婚成立後2年間とする。

・当事者双方の婚姻期間中の標準報酬合計の2分の1を限度として分割を認める。

・対象とする離婚は新制度実施日以降に成立した離婚とする。

・対象とする婚姻期間については、制度実施日以前の婚姻期間も対象とする。」

以上のうち、夫婦間に争いがある場合について、前述のように、司法手続を導入する方向で法案作成に向かっている。

(2) 保険料納付記録の分割という方法　これに先立つ社会保障審議会年金部会「年金制度改正に関する意見」(2003年9月12日)では、「年金法上の受給権保護規定(譲渡禁止規定等)を見直し、『年金額の分割』ができる仕組みの導入も併せて考えることが適当である」とされていたが、上述の厚生労働省案では、保険料納付記録の分割という方法が採用されている。

その理由として、第21回社会保障審議会年金部会(2003年7月3日資料2)では、年金額の分割では、年金受給権が年金受給者の権利であることに変わりがないことから、その死亡により年金受給権は失権し、それ以後は元の配偶者は受給できないという限界は解消されないこと、将来受給する年金額については、被保険者の死亡等の事情により、受給権が現実に発生するかどうか、どの程度の期間年金が支給されるかが決まるなど不確定要素が多いこと、これに対して、年金受給権の分割であれば、離婚時に夫婦それぞれの年金受給権が増減することとなるので、元の配偶者の死亡によって年金受給権が失権しないこと、離婚当事者である夫婦間で婚姻期間中の保険料納付記録を分割することにより、将来受給する年金受給権を分割する方法が考えられることがあげられている。

この方法を純粋に用いると、夫、妻双方がそれぞれ被用者年金に加入している場合には、その年金格差に着目し、夫、妻双方の納付保険料を合算し、婚姻共同生活の実質に応じた割合で納付保険料を分割することも可能になる。それは、年金受給権の格差を制度改革の必要性として強調していることにも合致する。この方法を専業主婦、パート主婦だけではなく、共働

き夫婦にも適用することができるし、またそうすべきである。

（3）夫婦間の合意が得られない場合の扱い問題は、夫婦間の合意が得られない場合である。厚生労働省案は「更に検討を進める」とするが、この理由について、前述の年金部会の意見では、次のように記されている。

「合意が得られない場合に、保険料納付記録（『年金受給権』）の分割を財産分与の一環として裁判上請求できることとするためには、配偶者が保険料納付記録（『年金受給権』）の分割請求権を有することとする必要がある。しかしながら、通常の権利の分割と異なり、具体的に発生している権利を単純に分割するものではない保険料納付記録（『年金受給権』）の分割というものについて、民事上の権利として請求権を法的に与える根拠等について、なお整理すべき点が多い。また、裁判実務での対応についても体制整備等の検討が必要とされる問題である」と。

しかし、保険料納付記録（「年金受給権」）の分割とは、単なる記録の分割ではない。（ ）にあるように、年金受給権の分割である。より正確にいうと、年金受給権の根拠となる保険料を夫が納付していたところを、夫と妻に分け、それぞれが一定額を納付していた扱いにすることであり、納付した保険料に対応して年金が支給されるので、年金受給権が分割されるのと同じ結果になる。つまり、夫と妻の協力によって保険料を納付していたのだから、保険料自体が婚姻後に夫婦が形成した財産と位置づけることができ、各自の基礎年金に、この分割された保険料を基礎として被用者年金部分（報酬比例部分）が上乗せされることを意味する。夫の受給額は減り、妻の受給額はその分だけ増える。

したがって、記録の分割請求権ではなく、納付した保険料の分割請求であり、これに基づいて年金が上乗せされるのだから、財産的な権利の請求であり、協議、調停、審判、裁判による財産分与手続きになじむものである。記録は、こうした実体的な保険料の移動と、それに基づいて給付されるべき年金受給額の増減を公的に証明し、社会保険庁がこれに基づいて実際の受給を開始する重要な文書であるが、あくまでも証明書であり、これの分

割請求ということは、概念的にはありえない。

納付した保険料の分割だから、現時点で年金の支給が開始していなくても、夫、妻それぞれの納付した保険料が変動し、将来、自身の加入期間と納付した保険料を基礎として、年金額が確定するのであり、離婚時点で財産価額が確定しなくても何の問題もない。まさにこの点に、「保険料納付記録の分割」の最大の意義がある。

こうした納付保険料の分割は、夫婦間の協議が調わなければ、婚姻期間、夫婦の協力の態様などを基準に、調停、審判、裁判で定めればよく、これまでの判例実務が示すように、司法機関における財産分与手続きこそ、そうした判断をするのにふさわしい場である。こうした判断に基づいて、社会保険庁が納付保険料記録の訂正をすればすむ。前述のように、与党の年金制度改革協議会が、合意が得られない場合に司法手続を導入するとしたことは、法的な問題も、体制上の問題もないのだから、当然であり、厚生労働省案を一步進めたものとして評価したい。

(4) 事実婚への適用 厚生労働省案ではふれられていない。前述の年金部会では、「内縁関係について、その婚姻期間の証明(始期と終期の確定)についてどう考えるか」が課題としてあげられている。しかし、厚生年金保険法で、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を配偶者として扱っている以上(厚生年金保険法3条2項)、事実婚解消の場合の年金分割にも対応すべきである。当事者間の合意に公正証書を要求し、合意がない場合には、司法手続を要求するのだから、始期と終期の確認はできるものとする(証明の問題にすぎない)。

4 年金分割の基準

司法手続(財産分与手続)で年金分割を行う場合の基準を検討する。この基準作りは、当事者の合意で分割を定める場合にも応用できるものである。まず年金分割の実質的根拠を押さえておきたい。これが基準にも反映

すると考えるからである。

1) 年金分割の実質的根拠

(1) 年金の格差 2で紹介した判決の事案を振り返れば明らかのように、夫と妻の間には、受給する年金額に大きな格差がある。専業主婦をしていた妻は国民年金基礎年金の権利を有するだけだが、夫は、基礎年金に加えて被用者年金、さらには企業年金が加わる場合もある。例えば、【2】では、夫219万円、妻は41万円（夫は妻の5.3倍）、【5】では、夫541万円、妻46万円（11.8倍）、【6】では、夫298万円、妻25万円（11.9倍）、【9】では、夫300万円、妻70～80万円（3.75～4.3倍）であり、妻に厚生年金が多少ある【7】でも、夫283万円、妻96万円（2.9倍）である。

この原因については、故鈴木眞次助教授は、「夫が職業労働に専念し、多額の年金の資格を得ることができたのは、妻が家事労働を担当し、自己の年金の資格を得られなかったり自己の年金の少額になったりすることを甘受したためである」と指摘する¹⁷⁾。共働きの場合でも、家事育児などを妻が負担することが多く、その分、夫は職業労働に専念でき、年金の権利も妻よりも多額になる。夫と妻が婚姻を継続していれば、この格差は表面化しないが、離婚に際しては、この格差が妻の離婚後の経済的不利益に直結する。公平の見地からは、財産分与に当たって、この格差を何らかの形で補償する必要がある¹⁸⁾。

鈴木助教授は、夫婦間の性別役割分担は「等価値の役割を果たす男性と女性とにそれぞれ利得と損失とをもたらすので、役割分担を終えるときには、男子の利得・女性の損失を均すことが、平等の理念より要請される。もし役割分担が夫にもたらす利得と妻にもたらす損失とをそのままにし、役割分担のもたらす不利益をもつばら妻に負担させるならば、それは著しい不平等であり正義に反する」とされ、離婚給付の目的は、「婚姻中の夫婦の役割分担に起因し、離婚により顕在化する、妻（家事労働を担当した配偶者）の経済的不利益を填補すること」と措定すべきだと主張された¹⁹⁾。

すでに年金が支給されている場合はもちろん、まだ支給されていない場合でも、夫が妻に比べて確実に多額の年金を受給できる地位を得ている以上、将来の財産を得る能力または地位を意味する所得能力についても、清算の対象にして公平を図るべきこととなる²⁰⁾。

つまり性別役割分業に起因する所得および所得能力格差を公平の視点からは是正するのである。

(2) 夫婦の協力 日本での婚姻共同生活は、今なお基本的に性別役割分業に支えられている。例えば、子どものいる被用者世帯(非農林業雇用者)では、共働き世帯38.0%、専業主婦世帯35.8%(総務省「労働力調査特別調査」2001年)、育児期にある夫婦の育児・家事時間は、夫0.8時間、有業(フルタイム)の妻5.6時間である(総務省「社会生活基本調査」2001年)。妻が主として家事育児を担い、夫が主として勤務して生計を維持する共同生活を前提として、学説は、夫の収入を夫婦の実質的な共有財産と構成し、配偶者相続権や財産分与の法的根拠としてきた²¹⁾。したがって、婚姻後に夫婦の協力によって築いた財産、相互の協力によって維持できた財産は、離婚に際して清算の対象となると捉えられている。(1)で見た多額の夫の年金は、被用者年金および企業年金に基づくものであるが、これは妻の寄与・貢献があって初めて実現できたと捉えることができるので、当然、財産分与の対象に入ってくるのである²²⁾。

こうした発想は、1947年の民法改正に際して立法者の認識になっていた。夫婦別産制の採用に関して、榊原委員から、妻の家庭における労働は、単なる消費的な労働としてしか認められないものなのか、それによって夫の生産活動ができてからのだから、生産に繋がっていることだと解釈するのだが、どうかと質問されたのに対して、奥野政府委員は、「夫婦の共同生活においては、妻の内助の功ということが、やはり夫の財産をつくる上での重大なる原因を与えておることは、いなみがたいことでありまして、そういう意味において、夫婦間の財産は、2人の協力によってできたものであるという建前から、もしこれが夫婦わかれになる場合には、財産の分与に

よって、ある一種の財産の分割というようなことを認めていこう……という趣旨を現しておるわけであります」と答えている²³⁾。さらに榊原委員から重ねて、離婚の際の財産分与について、大多数の大衆の家庭においては、わけのべき財産というようなものはほとんどなく、その場合、「夫の腕による、あるいは才能によるところの収入というようなもの、たとえば今後もらうところの日給というようなものの幾分かをやはり財産として分与するということはお考えになりませんか」と質問されたのに対して、奥野政府委員は、「これはやはり将来の収入を考えまして、年金等にいたして財産の分与をはかる。そういう方法による分与ということも、この中に含まれると考えております」と答えていた²⁴⁾。この発言の流れを読むと、直接年金自体を財産分与の対象とするものではないが²⁵⁾、離婚時に清算すべき財産がない場合でも、将来の収入について年金のような定期金給付で支払っていくということは意味しており、将来、年金や退職金が得られる場合には、これらも収入と捉え、財産分与の対象となりうる可能性を示していると考えられることができるように思われる。

1994年7月、「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」に関する法務省民事局参事官室の説明では、「財産の清算に関する考慮事情」の中で、「対象となる財産」として、「当事者双方がその協力によって取得し又は維持した財産」とした上で、「退職金など将来において取得が期待できる財産についても、婚姻中の夫婦の協力によるものと評価し得る部分は、右の範囲に含まれる」とし²⁶⁾、年金については明示されていないが、退職金など将来において取得が期待できる財産であることは間違いがないので、財産分与の対象になることが示されたものと理解することができる。

婚姻共同生活における夫婦の協力のあり様から、年金を財産分与の対象とし、その具体的な方法として年金分割をすることができると見るのである。

(3) 老後の生活保障　さらに老後の生活保障の視点からも、年金を財産分与の対象として分割すべきことが根拠づけられる。年金は老後の生活

保障を目的として給付される。確かに被用者世帯の専業主婦の無年金状態を解消する方途として、国民年金3号被保険者制度ができたが、国民年金の水準は、40年加入して月額66,000円(2003年)であり、これだけで老後の生活が保障されるわけではない。自営業者は夫・妻の基礎年金を合わせ、被用者はそれに報酬比例部分を加えて、生活の支えとすることができる。

特に厚生年金を始めとする被用者年金は、本来的に世帯単位の仕組みを持っている。例えば、夫が被用者年金から老齢年金の支給を受けている場合、妻が固有の老齢基礎年金を受給できる65歳に到達するまでの期間、本来の老齢年金額に配偶者のための加給年金の加算を受けることができる。生計維持者である夫が死亡すれば、遺族年金の支給を受けることができる。このように被用者年金の受給権は、被保険者個人のものではなく、夫妻2人の老後の生活保障のためのものと考えられている。つまり被用者年金は、夫婦各人の基礎年金の存在を前提としつつ、夫婦2人の世帯の生活がなりたつように報酬比例の年金を上乗せすることを目的としているのである²⁷⁾。

こうした制度趣旨であるにもかかわらず、離婚した場合に、夫は被用者年金の権利者であり、⁽¹⁾で紹介したような金額を得て老後の生活保障が確保されるのに対して、妻は離婚によってこの保障を失うのである。世帯単位で老後の生活保障をするという仕組みが、離婚によって一気に崩壊する。これは年金制度の本来の趣旨に反することにならないだろうか²⁸⁾。本沢教授は、「夫婦が婚姻中に取得または積み上げてきた年金権や期待権は、離婚後も各人の基礎年金を前提としつつ、夫婦双方の老後の生活保障に役立つものでなければならず、それが夫婦の協力によって取得されたものである以上は、離婚のさいに夫婦間で平等になるように調整すべきである」と指摘する²⁹⁾。

これが果たせないと、妻は老後の保障のために、離婚を思いとどまり、愛情のない婚姻に耐えるか、年金の利益の放棄を覚悟の上で離婚するかを選択を強いられることになる³⁰⁾。年金事案の特徴として見たように、妻は夫の暴力、心理的虐待、子への暴力、不貞、相互不信などから離婚を選択

している。離婚後の生活保障が離婚の奨励になると捉えるのは、実態にそぐわない。もし離婚後の生活保障があるから喜んで妻が離婚を選ぶとしたら、それはそのような夫婦関係になってしまっていたということであり、その責任は夫・妻双方にある。兵糧責めにして離婚を抑制するという発想は、公平な離婚という離婚法の目的に反するであろう。

以上のことから、年金分割の実質的な根拠として、年金格差の是正、妻の協力の評価、老後の生活保障があるといえる。したがって、分割の基準も、これらに対応したものでなければならない。

2) 財産分与としての年金分割

(1) 財産分与としての位置づけ 夫と妻が婚姻に際して、年金分割の合意をすることは、夫婦財産制上の合意と見ることができ、当該夫婦が離婚した場合には、この合意に基づき年金を分割することになる。こうした合意をしていない夫婦が離婚する場合には、年金分割について、別途の手続を設けるのではなく、一般的な財産分与の中に位置づけて処理すべきである。その理由は、任意に納付保険料の分割につき合意ができる場合も、できないで司法手続に委ねる場合も、どの程度の割合で分割するかについては、単に婚姻期間や納付保険料の額だけで自動的に決まらないからである。離婚に際しては、婚姻共同生活の実体、特に協力のあり様、夫婦共同で築き上げた財産の種類と額、離婚後の自立の可能性、婚姻破綻に対する有責性などを総合的に考慮した上で、分配すべき夫婦財産の範囲、額を定め、その上で、どの程度の年金分割が妥当かを判断し、それにふさわしい納付保険料の分割をすべきである。

例えば、判例【9】では、妻子に暴力をふるっていた有責者である夫が賃借マンションに住み、かつ病気による入院治療中だった。このような場合には、客観的な婚姻期間、納付保険料の額で年金を分割することになると、受給権者である夫の生計が困難になるおそれもある。【9】判決のように、夫の年金の分割は少な目にする一方、慰謝料を夫の預金などから支

払わせ、夫名義の建物を妻名義にして、夫に立ち退いてもらい、安心して暮らせるようにするという解決が考えられる。また【8】のように、夫に多額の債務がある場合にも、客観的な年金分割をすると、夫の離婚後の生計が成り立たなくおそれがある。そこで一応、分割の割合を2分の1に設定し、夫に責任を自覚させる一方、妻は年金分割をあきらめ、夫の生活にある程度確保させた上で、退職金や自宅の競売売却代金など一時金で財産分与と慰謝料を得るという解決もありうる。

このように夫・妻双方の生活状態に配慮し、具体的な公平を追求するには、年金分割を財産分与の中に位置づけた方がよいのである。家事事件手続の財産分与であれば、これまでの判例実務の積み重ねがあり、また家裁調査官による事実調査が可能であり、離婚当事者の状況を詳しく把握し、これを評価することができる。手続的にも年金分割を財産分与として位置づける方が、紛争の解決に資するように思われる。

(2) 清算的要素と扶養的要素の混合 以上のように財産分与として位置づけると、年金分割は、清算的財産分与なのか、扶養的財産分与なのか問題になる。この点は、すでに判例の分析で述べたように、扶養的財産分与と捉えると、財産分与権利者の要扶養状態、義務者の扶養能力が前提となり、共働きの妻など、自己の資力・被用者年金を有しており、要扶養状態にない場合には、年金分割は認められないことになる。また疾病、借金などで夫の扶養能力が乏しければ、年金分割の額が縮減し、場合によっては分割が認められないことになる。夫・妻双方の生活状況に配慮するのは妥当だとしても、これでは年金格差の是正、婚姻中の協力の評価という実質的根拠が満たされず、その結果、老後の生活保障も薄いものとなる。

したがって、清算的財産分与として位置づけ、妻に資力、被用者年金がある場合にでも、年金格差が是正でき、婚姻中の協力を評価できるようにすべきである。清算とすることで、分割すべき額の算定を客観化することができるメリットもある。しかし、老齢年金の目的が老後の生活保障である以上、受給権者が生計を維持できなくなるような分割はすべきではない。

疾病，障害，多額の債務などにより離婚後の生活に不安がある場合には，継続的給付である年金には手を着けず，あるいは分割額を減らし，不動産，預金など他の資産からの分配額を増やすことで解決する方が望ましいことがある。夫に実際に分配すべき資力が乏しい場合でも，年金分割によって妻の取得すべき財産分与額が増加していることを根拠にして，年金分割はしない代わりに，その分だけ不動産の取得持分を増やしたり，妻が不動産を取得して，財産分与額を超える部分を清算金として支払う場合でも，清算金の額を減らすなどの調整をすることができる。その意味で，扶養的要素をある程度取り込んだ清算だといえる。

（3）納付保険料の分割に基づく年金支給の開始時期　分割の合意が成立した時点，財産分与手続に移行した場合には，分与の調停成立，審判・判決確定の時点から，納付保険料が分割されるのだから，これに基づく増額された年金の支給は，右の成立ないし確定の時点にならざるをえない。その結果，紛争が長期化すると，支給時期が遅れる。こうした場合には，成立ないし確定までの分割権利者の生活は，婚姻費用分担請求で確保することになる。前述のように，民事執行法の改正により，将来の分についてまで強制執行可能となったので，婚姻費用分担については履行確保の可能性が高まっている。

3) 具体的な基準

（1）基本的な計算方法　納付保険料を分割し，これに対応した受給額を妻の基礎年金に上乘せする方法をとるので，厚生労働省案では，「当事者双方の婚姻期間中の標準報酬合計の2分の1を限度として分割を認める」としている。その意味をより具体的に示すのは，第21回社会保障審議会年金部会（2003年7月3日）で配布された資料2である。これは，年金受給権の分割という表現を用いているが，発想は納付保険料の分割でも同じである。これによれば，「分割義務者から分割権利者に移転される年金受給権の上限は，婚姻期間中の保険料納付に基づく夫婦それぞれの年金受給

権の合計の2分の1から、分割権利者の本来の年金受給権を差し引いたものとするのが考えられる。当該上限まで分割義務者の年金受給権は減少することがあり、分割権利者の年金受給権は増加することがある」とし、簡単な計算例を示している。

「例：分割義務者の年金受給権40、分割権利者の年金受給権20の場合（ともに婚姻期間中の年金受給権） 分割義務者から分割権利者に対して、最大 $10(= (40 + 20) \times 1/2 - 20)$ の年金受給権の移転が可能」

これを納付保険料に置き換えればよいのだから、婚姻中に納付された夫、妻の保険料総額に対して、夫と妻の協力・貢献が平等だとすると、総額を2分の1ずつ分けることになるので、上述の例を用いると、

「例：納付保険料分割義務者の納付保険料40、分割権利者の納付保険料20の場合（ともに婚姻期間中の納付保険料） 義務者から権利者に対して、

最大 $10(= (40 + 20) \times 1/2 - 20)$ の納付保険料の移転が可能」となる。

この方法であれば、共働きの場合にも適用できる。一方、上限を設けることによって分割義務者である夫の生計の確保を図ることも可能になる。

(2) 婚姻期間 年金分割の根拠は、婚姻中の協力の評価だったから、婚姻期間が1つの基準となる。協力の評価とする以上、この場合の婚姻は、実体を伴ったものでなくてはならない。破綻別居の場合には、この期間を除外すべきである。破綻していたかどうか、財産分与手続で争われることになるが、客観的な別居で判断すべきである。単身赴任から破綻別居に至ったような場合には、配偶者の住居に定期的に戻らなくなった時点から破綻別居として扱うことができる。事実の確認だから、この証明問題で紛争が長期化するとは思われない。

したがって、婚姻後、破綻別居もしくは離婚までの期間に納付された保険料が分割の対象となる。例えば、実質的な婚姻期間が1年であれば、1年分の納付保険料を分割すればよく、当事者が若年者の場合には、その者の納付した保険料に加算して記録し、将来、年金支給開始年齢に達した時

に、わずかでも加算された保険料を基礎に年金が受給できるので、公平な措置となる。婚姻期間の長短、年齢に左右されない点に長所があるのだから、これに制限を設けるべきではない。

（3）協力の程度 上述の計算例では、納付保険料に対する協力・貢献が夫と妻で対等であったことにしているが、これまでの財産分与に関する判例・実務に従えば、夫と妻の協力度・寄与度に対応することになる。性別役割分業型の婚姻、共働きで家事育児も対等な婚姻では、男女平等の視点から、原則として寄与度は平等とすべきである³¹⁾。

共働きで家事育児は主として妻が担った婚姻では、今の日本の雇用環境では、ほとんどの場合で、夫の所得が妻より多く、したがって納付保険料も妻より多く、その結果、年金格差が生じるので、性別役割分業型の婚姻同様に、寄与度は平等と見て、格差を是正すべきである。しかし、妻の方が所得が多い場合もある。そのような場合には、寄与度を平等とすることは、妻に不公平感をもたらす。性別役割分業型の婚姻では、夫は仕事、妻は家事という役割をそれぞれが果たしているのが、問題はないが、夫は仕事、妻は仕事も家事もという形態では、明らかに妻の貢献が大きい。愛情に基づく奉仕の範囲を超えた妻の過重な家事労働分について、詳細な算定は困難であるが、寄与度を妻に大きめにとることは許されるのではないだろうか³²⁾。その結果、妻から夫への納付保険料の移転がないことも出てくるだろう。

（4）財産分与として取得する財産の価額 本来、納付保険料の分割だけであれば、離婚に際して、どのような財産を財産分与として取得したかが問題となることはないはずだが、これを離婚の際の財産分与として位置づけると、2で述べたように、住居（土地家屋）・預金・株券などの一括給付の額、慰謝料の額などを考慮して、分割の対象となる納付保険料額を減らしたり、寄与割合を2分の1より小さくするなどして、分割義務者の生計を確保するための配慮が必要な場合も出てくる。これによって分割権利者の権利を抑制することは避けなければならないが、紹介した事案【8】

のように、年金分割をあきらめ、一括給付で離婚後の生活の建て直しを図るという選択もありうる。財産分与として位置づける長所は、ここにある。

(5) 有責性 法理の上からは、財産分与の法的性質は、夫婦財産の清算と離婚後扶養であるから、婚姻破綻の有責性は、財産分与には影響しない³³⁾。納付保険料分割義務者が有責だからといって、分割額が増加するわけではない。有責性は慰謝料として検討すべきことである。夫と妻の間で、例えば、夫の有責性を考慮し、分割割合を変更して公正証書を作成することもありうるが、あくまでも分割は、年金格差の是正、夫婦間協力の評価、老後の生活保障を根拠に、上述のような基準で行うべきである。

問題は、分割権利者が有責の場合である。例えば、妻が不貞の相手方と家を出て、離婚に至ったような場合、納付保険料の分割請求が認められるだろうか。これも法理の上では、ともに、有責性とは無縁だから、婚姻破綻につき責任がある者も、実質的な婚姻期間中の納付保険料については、分割請求ができることになる。義務者である夫は、慰謝料という方法で、不貞の妻に破綻の責任をとらせることができるだけである。考慮できるとすれば、実質的な婚姻期間、協力の程度の問題としてであろう³⁴⁾。

他方、婚姻期間と有責性がからむ問題も出てくる。例えば、夫が不貞から別居に至り、それが長期化し、最終的に離婚したような場合、一方的に遺棄された妻には、実質的な婚姻期間中に納付された保険料についてしか分割の権利がないかどうかである。権利がないとすれば、一方的に遺棄すればするほど、不実な夫に納付保険料が確保され、年金受給額が増える結果となる。権利があるとすると、妻は離婚を拒絶し続ければ続けるほど、破綻別居により、協力していないにもかかわらず、納付保険料の分割額が増え、年金受給額が増える結果となる。反射的に、夫に実際に協力してくれた重婚的内縁の妻には何の権利もないこととなる。どちらにしても不合理な結果になる可能性がある³⁵⁾。

年金分割(納付保険料分割)の根拠を、前述の 格差是正、協力評価、

老後保障に求める以上、そして有責性と財産分与の清算、扶養が原則、無関係である以上、婚姻期間から破綻別居を除く扱いをすべきであり、有責性は、慰謝料として責任追及すべきである。有責者の夫に慰謝料の支払能力がない場合には、そのリスクは妻が負う他はない。だからといって納付保険料分割に反映させることになると、紛争を長期化させ、年金分割による老後の生活保障という目的を後退させることになってしまうからである。

5 まとめと今後の課題

近時、未公表判例も含めると、年金がすでに支給されている場合には、扶養的財産分与あるいは清算的財産分与として、財産分与義務者である夫に、自分が受給した年金額から、一定額または一定割合を定期金給付として、支払いを命ずるものが登場してきた。現実には夫が妻に比べて相当多額の年金を受給している以上、しかもその年金受給権の形成に妻の協力・貢献がある以上、財産分与の制度趣旨から見ても、こうした実務は肯定することができる。しかし、一方で、夫が死亡した場合には、こうした給付も消滅すること、夫・妻双方の生活状態を考慮しながら、配分額が定まることなど、限界もあった。

これに対して、将来、年金が支給される場合には、受給権の発生、その額など不確定であることから、判例は、直接的な財産分与の対象とせず、一般的に考慮すべき事由の中で対処する傾向があった。しかし、年金受給権の形成に妻が協力・貢献したこと、将来の年金受給権の格差があること、老後の生活保障を確保すべきことを考えると、少なくとも保険加入期間が25年以上あり、将来、年金受給権が確実に発生する場合には、将来の仮定的な年金額を算出し、一括給付を命じたり、数年後に年金支給が始まる場合には、将来、支給された時点から定期金給付とし、それまでは一般的な離婚後扶養でつなぐ方法なども考えられた。しかし、これらの方法にも、

仮定的計算をすることで限界があった。

こうした限界を乗り越えるために、年金制度の見直しの中で、離婚時の年金分割が検討されている。納付保険料を分割することによって、妻の基礎年金に夫の報酬比例部分を上乘せする方法をとり、年金受給権を分割するというものである。この分割につき夫婦間の合意が得られない場合には、これまでの判例実務の経験をいかし、司法手続、すなわち財産分与の調停・審判・裁判を通じて分割する方向が追求されている。

しかし、2004年2月10日に閣議決定された年金制度改革法案では、離婚時の年金分割制度の導入は2007年度からであり、また報酬比例部分にさらに加算される企業年金は対象外であることから、本稿で紹介した判例の解決はなお有効に機能するものである。したがって、被用者年金および企業年金を夫婦財産の清算として財産分与の対象にすべきことを確立する必要がある。

ところで男女共同参画社会の下では、女性も男性も仕事を持ち、自分で年金の保険料を支払い、個人として老後の年金権を取得できることが望まれる³⁶⁾。しかし、現状では、若い世代にさえ、社会の性別役割分業構造のために、仕事に就くことができず、就いても男性との間に雇用条件に格差があったり、配偶者との関係で家事育児負担が大きく、男性並の労働時間を確保できなかったりなどで、所得獲得能力に男女格差が存在する。この格差が老後の生活保障に直結する。これを何とか工夫して埋めていこうとするのが、年金の事実上の分割を認めてきた判例であり、今後の年金改革なのであろう。

他方で、現在検討されている法案では、被用者の夫と専業主婦が離婚した場合、妻の請求があれば、夫の保険料の2分の1を妻が払ったとみなして自動的に分割できる(2008年4月以降に妻が3号被保険者だった期間に限る)ようにしている。これは、専業主婦にのみ自動分割という特別な保障を与えることに他ならず、社会における制度が「男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなけ

ればならない」とする男女共同参画社会基本法4条に抵触するおそれがあるばかりか、社会保障や税制等については「個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する」とする政府の男女共同参画基本計画（2000年12月）にも反するものである。現に離婚紛争に直面している人に対して、公平な離婚となるような年金分割を目指すべきであり、この点において、専業主婦世帯と共働き世帯を区別する何らの合理的な根拠は存在しない。判例の工夫および年金改革が、共働きも含めたジェンダーに起因する年金格差の是正を目指して歩調を共にすることこそ、真の課題なのではないだろうか。

- 1) 日本経済新聞2004年1月21日（朝刊）による。
- 2) 現に支給されている年金額に、夫が被用者年金の被保険者になった時から支給開始年齢に達するまでの保険加入期間の月数に対する婚姻期間の月数の割合を乗じ、妻の寄与割合、例えば2分の1を掛ける方法である。

$$\text{老齢年金額（被用者年金部分）} \times \frac{\text{婚姻期間}}{\text{加入期間}} \times \text{寄与度}$$

共働きで夫妻双方が被用者年金に加入している場合には、双方の年金額の差額を上述の計算方法で分配することになる。

- 3) 本件は、急逝された小山久子弁護士を担当された最後の事件と聞く。本稿が何らかの形で、小山弁護士を偲ぶものになれば、幸いです。
- 4) 花元彩「財産分与の対象財産に将来の退職金および年金はふくまれるのか」法時75巻8号89頁（2003年）参照。
- 5) 右近健男「財産分与と退職金・年金」判タ1100号58頁（2002年）。
- 6) 鈴木真次『離婚給付の決定基準』（弘文堂 1992年）29～30頁。
- 7) 例えば、本稿【2】の判例がそうである。簡単な分析として、二宮周平・榊原富士『離婚判例ガイド』（有斐閣 1994年）138頁。
- 8) 本沢巳代子『離婚給付の研究』（一粒社 1998年）291頁、二宮孝富「離婚後の扶養年金に対する権利の清算」家族 社会と法 9号1114頁（1993年）、右近健男「財産分与論の再出発にあたって」名城法学38巻別冊15頁（1989年）。二宮、右近論文では、国民年金保険料の前払い（国民年金法93条）をさせることも提案している。
- 9) 本沢・前注(8)297頁。
- 10) 本沢・前注(8)296頁。
- 11) 扶養的財産分与の基礎財産として、年金受給額を考慮することについて、学説上、ほぼ異論はないと分析されている（本沢巳代子「財産分与と将来の退職手当および共済年金の受給権」私法判例リマークス27号70頁〔2003年〕）。

- 12) 相続性, 再婚した場合, 年金が減額された場合, 不履行があった場合の差押えの問題など, 判決で年金分割を命じることの問題点を簡潔に指摘するものとして, 本山敦「熟年離婚と主婦の年金」ジュリスト1190号131頁(2000年)がある。なお離婚後扶養それ自体の相続については, 二宮・榊原・前注(7)154頁参照。
- 13) 小石侑子「年金制度と夫婦財産法上の諸問題」判タ646号81頁(1987年), 大津千明『離婚給付に関する実証的研究』(日本評論社 1990年)118頁, 二宮・前注(8)108頁, 本沢・前注(8)295頁。
- 14) 将来の退職金について, 夫に支給される蓋然性が極めて高い場合に, 将来, 夫が受領した時に支払えとするもの(本稿【3】の判例), 離婚時に退職したと仮定した退職金額を基本として対象額を定め, この額を, 将来, 退職金を受領した時に, 支払えとするもの(東京高決平10・3・13家月50巻11号81頁), 別居時に退職したと仮定した金額を基準にする将来の給付判決(本稿【12】の判例), 退職時の金額を基礎に, 婚姻生活期間(別居期間を除く)に比例させ, かつ中間利息を複利計算で控除して現在の額に引き直して, 離婚時に清算させるもの(東京地判平11・9・3判時1700号79頁)などがある。
- 15) 前注(2)で紹介した算定方法で, 支給されている年金額の代わりに, 例えば, 現時点で支給開始年齢に達していれば得られる仮定的な年金額に, 婚姻期間を比例させる方法である(本沢・前注(8)295頁, 鈴木・前注(6)263頁等)。実際にこうした方法で, 将来の年金を財産分与の対象にした事例として, 原田宜子「財産分与事件の調査について」ケース研究255号44頁以下(1998年)参照。同論文は具体的な計算例としても有益である。
- 16) 例えば, 夫(原告)が妻(被告)に離婚請求した事案で, 協議離婚することに合意する一方, 妻に解決金として600万円, 離婚後の扶養的財産分与として, 平成15年2月から平成16年3月まで毎月末日限り15万円ずつ, 平成16年4月から原告あるいは被告が死亡するまで毎月末日限り11万円ずつ支払い, 原告がこの金員の支払いを怠ったときは, 原告は被告に対して, 各支払い期限の翌日から各支払済みに至るまで年1割の割合による遅延損害金を付加して支払うとする裁判上の和解の例がある。解決金, 定期金はいずれも妻の指定する銀行口座への振込である。なおこの和解例では, 年金収入等の額が大幅に変動した場合には, 相互に協議するという条項もあり, 夫側の事情の変化を考慮できるようにしている。
- 17) 鈴木・前注(6)261頁。
- 18) 二宮・前注(13)108頁。
- 19) 鈴木・前注(6)236頁。
- 20) 鈴木・前注(6)255頁。
- 21) 最判昭36・9・6民集15巻8号2047頁, 我妻栄『親族法』(有斐閣 1962年)102頁等。
- 22) 大津・前注(13)118頁, 渡邊雅道「財産分与の対象財産の範囲と判断の基準時」判タ1100号51頁(2002年)等。
- 23) 家庭裁判資料34号『民法改正に関する国会関係資料』(最高裁事務総局 1953年)269頁。
- 24) 同上270~271頁。
- 25) 花元・前注(4)92頁。
- 26) 法務省民事局参事官室「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案の説明」ジュリスト1050

財産分与と年金分割（二宮）

号249頁（1994年）。

- 27) 本沢・前注(8)293頁。
- 28) 鈴木・前注(6)261頁。
- 29) 本沢・前注(8)293頁。
- 30) 鈴木・前注(6)270頁。
- 31) 法務省民事局参事官室・前注(26)249頁。
- 32) この点で、二宮周平『家族法改正を考える』（日本評論社 1993年）127～128頁の見解を訂正する。なお二宮周平「ジェンダーの視点からみる離婚」月報司法書士373号28頁（2003年）参照。
- 33) 最判昭46・7・23民集25巻5号805頁。
- 34) 妻が正当な理由なく、同居を拒んでいることを理由に、妻からの婚姻費用分担請求を権利濫用として却下した決定がある（東京高決昭58・12・16家月37巻3号69頁）。この法理を用いることも考えられる。
- 35) 重婚の内縁に関する配分的保護論（二宮周平『事実婚の現代的課題』（日本評論社1990年）182頁以下）を応用し、司法手続の中で法律上の妻と事実上の妻双方に生活実態に即して納付保険料の分割を行うといったことも考えられる。
- 36) 年金改革の方向性について、私見は大沢真理「個人の働き方に中立的な年金制度を」論座2004年1月号126頁以下に賛成である。

* 未公表判例、和解例などにつき、原告あるいは被告代理人であった弁護士の方々から資料・情報の提供をいただいた。記して感謝の意を表します。